

介護老人福祉施設 ビオラ三保
(介護予防) 短期入所生活介護 利用料金表

1. 介護保険給付及び介護予防給付の対象となるサービス

- ・ サービス利用自己負担額（日額）・・・①

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用単位数	523	649	696	764	838	908	976
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	6	6	6	6	6	6
機能訓練指導体制加算	12	12	12	12	12	12	12
看護体制加算 (Ⅰ)	—	—	4	4	4	4	4
看護体制加算 (Ⅱ)	—	—	8	8	8	8	8
夜勤職員配置加算 (Ⅳ)	—	—	20	20	20	20	20
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	45	55	62	68	74	80	85
介護職員等特定処遇改善 (Ⅰ)	15	18	20	22	24	26	28
単位数合計	601	740	828	904	986	1,064	1,139
自己負担額 (1割)	654 円	806 円	901 円	984 円	1,073 円	1,158 円	1,240 円
自己負担額 (2割)	1,308 円	1,611 円	1,802 円	1,967 円	2,146 円	2,316 円	2,479 円
自己負担額 (3割)	1,962 円	2,416 円	2,703 円	2,951 円	3,219 円	3,473 円	3,718 円

(地域区分単価：10.88 円)

- ※ 介護保険給付額または介護予防給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- ※ ご利用される居室（入院者の空床利用等）によって加算内容が変更または追加となる場合があります。
- ※ 連続して 30 日を超えて（介護予防）短期入所生活介護サービスを利用する場合、30 日を超える日以降は、1 日につき 30 単位が所定単位数から減算されます。
- ※ 令和 3 年 9 月 30 日までの間、新型コロナウイルス対応に対する特例的な評価として基本報酬に所定単位数の 0.1% 上乗せとなります。

2. 介護保険給付及び介護予防給付の対象とならないサービス

A) 滞在費及び食費等の自己負担額（日額）・・・②

利用者負担段階	滞在費	食費	おやつ	合計
第一段階	820 円	300 円	150 円	1,270 円
第二段階	820 円	600 円	150 円	1,570 円
第三段階①	1,310 円	1,000 円	150 円	2,460 円
第三段階②	1,310 円	1,300 円	150 円	2,760 円
第四段階	2,500 円	1,870 円	150 円	4,520 円

- ※ 居室と食費にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
- ※ 施設には、第一段階から第三段階までは、滞在費の基準費用額 2,006 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として保険給付されます。
- ※ 施設には、第一段階から第三段階までは、食費の基準費用額 1,445 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として保険給付されます。
- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。
- ※ 第四段階の食費の内訳は、朝食 350 円、昼食 870 円、夕食 650 円となります。

B) その他の費用

項目	内容	利用料金
特別な食事等	酒、乳製品等、ご希望に基づいて提供した食事等にかかる費用です。	実費相当額
日常生活上必要な諸費用	ティッシュ等の生活に要する費用で、ご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費として材料費や参加費としてかかる費用です。	実費相当額
理美容にかかる費用（要予約）	提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	業者が設定する額
複写物交付	複写に必要な費用です。	50 円/枚
遠方送迎費用	通常の送迎実施範囲を超えて送迎を行ったときにかかる費用です。	100 円/km
テレビ使用料	居室にてテレビを利用する際の費用です。	70 円/日

- ※ 加算として送迎サービス（送迎加算）を利用した場合は、片道 201 円の費用を負担していただきますが、通常の送迎実施範囲（緑区・青葉区・旭区）以外の送迎の場合は、別途、遠方送迎費用として、送迎実施範囲を 1 km 超える毎に 100 円、高速道路を利用した場合は、別途、高速道路通行料金を負担していただきます。

3. 一日あたりの自己負担額合計 (①+②)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	1,924円	2,076円	2,171円	2,254円	2,343円	2,428円	2,510円
第二段階	2,224円	2,376円	2,471円	2,554円	2,643円	2,728円	2,810円
第三段階①	3,114円	3,266円	3,361円	3,444円	3,533円	3,618円	3,700円
第三段階②	3,414円	3,566円	3,661円	3,744円	3,833円	3,918円	4,000円
第四段階 (1割)	5,174円	5,326円	5,421円	5,504円	5,593円	5,678円	5,760円
第四段階 (2割)	5,828円	6,131円	6,322円	6,487円	6,666円	6,836円	6,999円
第四段階 (3割)	6,482円	6,936円	7,223円	7,471円	7,739円	7,993円	8,238円

保険サービスにおける加算

【体制加算 1】（短期入所・予防短期の両方に共通して加算される費用）

加算名	要件	自己負担額（日額）		
		1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合等に加算されます。 (6単位/日)	7円	13円	20円
機能訓練指導体制加算	機能訓練指導員として常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合に加算されます。 (12単位/日)	13円	26円	39円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	国が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等の実施を届け出たうえで（介護予防）サービスを行った場合に加算されます。（サービス利用単位数の1,000分の83単位/日）	49円～376円		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算を算定し、その要件の拡充を実施したうえで短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を行った場合に加算されます。（サービス利用単位数の1,000分の27単位/日）	17円～138円		

【体制加算 2】（短期入所のみ共通して加算される費用）

看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。（4単位/日）	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	入居者25名に対して1名以上、かつ国が定めた基準に1名以上の看護職員を配置した場合、および看護職員により24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。（8単位/日）	9円	18円	27円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤帯の介護職員又は看護職員の数が、国が定めた基準に1名以上の配置をしている場合に加算されます。（20単位/日）	22円	44円	66円

【個別加算】（短期入所・予防短期のうち対象の方のみに加算される費用）

送迎加算	ご利用者さまの居宅と施設との間の送迎を行った場合に、片道ごとに加算されます（184単位/片道） ※通常の送迎実施範囲：緑区・青葉区・旭区	201円/片道	401円/片道	601円/片道
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された食事について管理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。（8単位/1食）	1食 9円	1食 18円	1食 27円
緊急短期入所受入加算	ご利用者さまの状態やご家族さま等の事情により、居宅サービス計画に計画されていないショートステイ利用を緊急に行った場合に、7日（最長14日）を限度として加算されます。（90単位/日）	98円	196円	294円
医療連携強化加算	吸引・人工呼吸器・中心静脈注射・人工腎臓・常時モニター測定（心機能・呼吸）・人工膀胱・人工肛門・経腸栄養・褥瘡・気管切開等の処置がある場合に加算されます。（58単位/日）	64円	127円	190円